

里帰り先等で産後ケア事業を利用した場合の助成について

福井市に住民票があるお母さんとお子さんが、里帰り先等の事情により、福井市が契約している医療機関、助産所等以外で産後ケア事業を利用した場合、自費で支払った費用の一部について助成（払い戻し）します。

対象者

以下のすべてに該当する方が対象です。

- ・ 福井市に住民票がある
- ・ 産後1年までのお母さんと赤ちゃん
- ・ 令和8年4月1日以降に、福井市が契約している施設以外で産後ケアを受けた方

※医療が必要な方、感染症の疑いがある方は利用できません。

※流産、死産後の骨盤ケア、乳房ケアが必要な方も対象となります。

助成回数・助成上限額

サービスの種類	助成回数	区分	助成上限額
訪問型	3回	市民税課税世帯 (多胎加算)	7,000円 (3,400円)
		市民税非課税・生活保護世帯 (多胎加算)	8,300円 (4,000円)

- 市民税非課税世帯・生活保護世帯の方は、事前申請により利用者負担金が免除されますので、福井市子ども家庭センター(電話:0776-20-5337)のまでお問合せください。
- 双子等の場合は、2人目以降に別途加算額があります。

利用の流れ

- 1 福井市子ども家庭センター(電話:0776-20-5337)に連絡する。
 - ・希望する医療機関、助産所等をお聞きします。
 - ・センターから利用希望施設に利用可能か確認します。
- 2 お母さんから利用施設に連絡し、日程調整を行う。
- 3 産後ケア事業(訪問型)を利用する。
 - ・利用施設に利用料を全額支払う。
 - ・母子健康手帳の「産後ケアの記録」のページに記載してもらう。
 - ・領収書及び明細書を受け取る。
- 4 助成(払い戻し)の申請を福井市子ども家庭センターにて手続きを行う。



利用後の申請方法

福井市子ども家庭センター窓口で助成金の申請ができます。内容を審査し、対象と認められた場合は、指定された口座へ助成金を振り込みます。

持ち物

- ・ 医療機関、助産所等が発行した領収書
- ・ 福井市産後ケア利用券
- ・ 母子健康手帳
- ・ 振込口座が確認できるもの(申請者名義の通帳)

申請期間

利用した日の属する年度の3月31日まで

その他

助成可否の決定後、『市産後ケア事業費助成金交付(不交付)決定通知書』を送付します。

振込までに2か月程度かかる場合があります。

(ご相談・お問合せ先) 福井市子ども家庭センター(福井市健康管理センター内)

場 所:福井市城東4丁目14-30 電 話:0776-20-5337

